

和歌山県看護職総合ポータルサイト開設業務委託仕様書（案）

1. 業務の名称

「(仮称) わかやま看護職ナビ」開設業務

2. 業務目的

看護に関わるすべての人を対象とした専用ホームページの開設をすることで、看護職としてのやりがいや魅力を積極的に発信し、看護職の安定的な確保や資質向上につなげる。

3 対象者

- (1) 看護職を目指す方
- (2) 看護学生
- (3) 現役看護職員
- (4) 求職者の方（潜在看護職員含む）
- (5) 和歌山県で働きたい UI ターン希望の方

4. 業務内容

- (1) 計画及び準備
- (2) ホームページの企画及び立案
- (3) ホームページの構築
- (4) 操作マニュアル等の作成及び操作研修の実施
- (5) 動画の作成
- (6) Instagram の開設と投稿サポート、広告
- (7) リーフレットの作成
- (8) 打合せ
- (9) その他上記の業務に付随する一切の業務

5. 業務内容の詳細

- (1) 計画及び準備

業務の実施に当たり、業務の内容及び作業工程を示した業務計画書を作成すること。

- (2) ホームページの企画及び立案

ア 全体の枠組みは、「仕様書別添」を参照すること。なお、ホームページ構築の趣旨を踏まえた上であれば、必ずしも「仕様書別添」とらわれる必要は無く、より効果的な枠組みを提案しても良い。

イ 看護に関わる者の印象に残るようなホームページの名称を提案すること。

ウ トップページは、各ページのコンテンツ内容が直感的にわかるようなデザインとし、閲覧者が求めるコンテンツに容易にたどり着けるような配置構成とすること。

エ ホームページ構築の趣旨を踏まえた上で、看護職を目指す者、看護に関わる者に対して、より効果的に PR できる工夫した内容について提案すること。

オ 検索エンジンにヒットしやすいページとするため、キーワード等に工夫をすること。

カ SNS（Twitter、Instagram、Facebook等）との連動機能を含めた構成で提案すること。

キ 委託者が直接提供する場合を除き、各ページのコンテンツに掲載する素材の調達（写真・動画撮影等、イラスト制作等）については、許可申請や相手方との交渉等を含め、全て受託者が対応すること。なお、その経費については全て契約金額に含まれるものとする。

ク 看護職員への写真・動画撮影等を行う場合は、撮影日数について、最大 14 日間とすること。

(3) ホームページの構築

- ア 特にスマートフォンでの閲覧を考慮し、パソコン、タブレット等も含む媒体での閲覧が最適化されていること。
- イ 作成ページ数は約 150 ページとする。(仕様書別添のページ数、協議の上で変更あり)
- ウ ホームページ稼働後の各ページのコンテンツ内のデータについて、常に最新の情報を発信するために、委託者の職員（以下「職員」という。）が容易に追加、修正、更新等の作業を行うことのできるものとする。
- エ 所在地等が表示されるコンテンツにおいては、簡単に地図情報を掲載できる地図表示機能を有すること。

(4) 操作マニュアル等の作成及び操作研修の実施

- ア ホームページを管理及び更新するための職員向け操作マニュアルを作成すること。
- イ 職員に対して操作研修を実施すること。

(5) 動画の作成

- ア ホームページと統一感のあるものとし、看護職員 10 名程度を出演させ、視聴する人が看護の仕事イメージしやすく、和歌山県で看護職を目指したい、働きたいと思える内容を発信するものとする。
- イ 時間は 3 分程度とし、必要に応じて、字幕、BGM、イベント名及び各プログラムの説明テロップの挿入等などの編集を行うこと。
- ウ 看護職員の様子やメッセージのみならず、例えば、業務内容を視覚的に表すもの（スタッフカンファレンスや看護ケアの様子）等を含めるなど、視覚的にメリハリをつけたものとする。
- エ 看護職員の撮影・取材は、委託契約締結後に担当者と協議の上、決定する。
- オ YouTube での再生及び DVD ドライブ付きパソコンでの再生を想定したファイル形式（複製が可能なデータ形式）とする。

(6) Instagram の開設と投稿サポート、広告

- 「(仮称) わかやま看護職ナビ」の Instagram を開設する。
- ア 投稿支援
「(仮称) わかやま看護職ナビ」や看護職としてのやりがいや魅力を発信する投稿をおこなう。
年 20 回程度の投稿支援。
ホームページ作成時に作成した動画を再編集し、リール動画も投稿する。
フォロワーや閲覧者を増やす施策を行う。
- イ Instagram 広告
「(仮称) わかやま看護職ナビ」の Instagram の開設のお知らせや看護職の魅力、ホームページの公開などで年 2 回広告を出稿する。

(7) リーフレットの作成

- ア リーフレットは、読者が看護職に関心を持ってもらい、ホームページを閲覧したくなるような役割を持つ魅力的なデザインとし、数年間使うことを想定して作成すること。
- イ リーフレットには、「(仮称) わかやま看護職ナビ」と Instagram の QR コードを掲載すること。
リーフレット (A 4 たて型片面カラー印刷、マットコート 90k) …20,000 枚

(8) 打合せ

- ア 本業務を遂行するに当たり、受託者は、業務内容及び業務実施スケジュールについて速やかに委託者と打合せを実施すること。
- イ 委託者と受託者は、業務実施スケジュールに応じて随時打合せを実施するものとし、委託者が打合せを指示した場合は、受託者は速やかに応じること。
- ウ 受託者は、打合せのつど会議録を作成し、委託者の確認を受けること。

6. 留意事項

(1) 利用者への配慮

- ア ユニバーサルデザインに配慮するとともに、日本産業規格 JIS X8341-3:2016（適合レベル AA 以上）、WCAG2.0 等のウェブアクセシビリティに関する基準に可能な限り配慮すること。
- イ 利用者の閲覧ブラウザは Microsoft Edge、Google Chrome、Safari 等の最新版、OS（バージョン）は Windows10、11、Mac OSX（最新バージョン）、Android 14 以上、iOS 18 以上）に対応し、特にスマートフォンでの閲覧を考慮し、パソコン、タブレット等も含む媒体での閲覧が最適化されていること。これらに対して必要とされる動作確認を実施すること。上記ブラウザの新バージョンがリリースされた場合、対応を行うこと。

(2) システムに関する要件

- ア サイトのアクセス分析を行うための仕組みを提供すること。なお、分析にかかる費用は当該委託業務内に含むものとする。
- イ 短期間でサポート切れになる OS、ミドルウェア、ソフトウェア、その他ツールは可能な限り使用しないこと。
- ウ 別紙【「安全確保の措置」に係る遵守事項】に定める各事項を満たすこと。
- エ 検索エンジン(主に Google 検索)にてポータルサイトが上位表示されるよう SEO 対策を行うこと。
- オ コンテンツを閲覧する際、別に必要とするプラグインやソフトウェア等をインストールする必要がないものとする。ただし、当該プラグインやソフトウェアが無料ダウンロードできる場合はこの限りでない。
- カ 以下のセキュリティ要件を満たしていること。
 - (ア) サイト公開後の管理者画面には特定の IP アドレスのみがアクセスできるように対策を講じること。
 - (イ) サイト全体を常時 SSL 化すること。
- キ CMS を利用する場合、以下の対策を施すこと。
 - (ア) 管理者アカウントのパスワードを定期的に変更する、管理者画面への接続を IP アドレスで制限する等、不正アクセスが生じないよう対策を講じること。
 - (イ) セキュリティアップデートが提供された場合は適用し、最新版を保つこと。
 - (ウ) 不要なプラグインを導入しないこと。
また、不要となったプラグインは削除すること。
 - (エ) WAF や改ざん検知などのセキュリティ対策を行うこと。
- ク その他
当ポータルサイトのバナーを作成すること。形式は横書きとし、標準サイズはハーフバナー（234px×60px）を基本として、適宜変更できるものとする。

7. サーバの確保及び保守管理

- (1) サイト運営に必要なサーバ（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したもの）を受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。
- (2) レンタルサーバ上に構築をするものとし、令和 8 年 3 月 31 日までのサーバ保守・利用料及びドメイン使用料は当該委託業務内に含める。また、サーバについては下記の点を考慮することとし、自社所有のサーバを利用する場合も、これに準ずること。
 - ア アクセスの負荷・セキュリティを考慮して信頼度の高いサーバとし、週 1 回以上のバックアップ機能のあるものとする。
 - イ 次年度以降も同じドメインを使用してレンタルサーバの契約が結べる。

- ウ 作成したホームページの保守管理業務（令和8年4月1日以降の3カ年）に要する費用の見積もりを提出すること。
 - エ レンタルサーバのアクセスにかかる通信は、httpsに限定すること。
 - オ 外部からの攻撃やウイルス等への対策として適切なセキュリティが提供されること。
 - カ 利用しているOS、ミドルウェア、アプリケーションについて最新のセキュリティパッチを適用すること。
 - キ サーバは国内に設置し、セキュリティ対策の施された建物内に設置されていること。
 - ク 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得している又はそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
 - ケ ホームページ構築後、令和8年3月31日（日）までシステム障害発生時における迅速な復旧作業を無償にて実施すること。障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は、逐次速やかに県担当者へ連絡すること。
 - コ サイトのアクセスログを3カ月以上保管すること。
- (3) 独自ドメインを取得し、そのドメインでの運用サービスを行うこと。ただし、ドメイン名は県に帰属するものとする。
- (4) システムの運用時間は、24時間365日とすること。

8. 成果物

- (1) ホームページ（「(仮称)わかやま看護職ナビ」ポータルサイト一式）
- ア 成果品のデータ
 - イ システム運用マニュアル 電子媒体1部・紙媒体1部
 - ウ ホームページコンテンツデータ（バナーデータも含む） 電子媒体1部
 - エ 報告書（会議録、設計書、保証書、実績報告書等） 電子媒体1部・紙媒体1部
※実績報告については、作業項目単位で実績工数を記載したもの
 - オ その他作業上作成した資料等 電子媒体1部・紙媒体1部
- (2) 動画
- ア 成果物のデータ（YouTubeでの再生及びDVDドライブ付きパソコンでの再生可能なファイル形式）
 - イ DVD納品 1セット（DVD-VIDEOもしくはDVD-Rいずれかの形式で保存したもの）
- (3) リーフレット
- ア 印刷成果品
 - イ 完成版のPDFファイル（Windows版）
 - ウ 写真データ（JPEGもしくはPNGいずれかの形式で保存したもの）

9. 履行期間等

- (1) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (2) 「8. 成果物」の納品日
- ア ホームページ（「(仮称)わかやま看護職ナビ」ポータルサイト一式）
 - (ア) ホームページ作成期限 令和8年1月30日（金）
 - (イ) 保守管理業務 ホームページ作成業務完了後から令和8年3月31日
 - イ 動画作成
令和8年1月30日（金）
 - ウ Instagramの開設
令和8年1月5日（月）

エ リーフレット作成
令和8年1月5日（月）

(3) 履行場所

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局医務課（県庁北別館5階）
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
TEL：073-441-2605
FAX：073-424-0425
メール：e0501003@pref.wakayama.lg.jp

10. その他

- (1) 業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、県と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- (2) 本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。本業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、委託期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり、県又は県の指名する者に誠意をもって引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。
- (4) 成果物の著作権については、すべて県に帰属するものとする（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）。著作者人格権についてはこれを行使しないものとする。また、県から提供するデータ以外の著作権の使用は、受託者が著作権者の許諾を得ること。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、構築したホームページ等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 本業務の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、提案すること。システム構築内容等については、内容のより一層の充実を図るため、協議のうえ、予算の範囲内において構築するページや機能を増やす等の変更を行う場合がある。

「安全確保の措置」に係る遵守事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、甲の情報を閲覧する者の個人情報侵害することのないよう、甲から委託を受けて情報を公開するために利用する機器等の管理を適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務の実施に当たり、ホスティングサービス、レンタルサーバー、ハウジングサービス又はこれらに類するサービスを利用する場合は、第1項に沿って本遵守事項に定める各事項を満たすよう、この契約による事務を処理するに当たり、事前にサービス提供者との間で取り決め又は確認をすること。

(ウイルス対策の実践)

第2 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、利用するサーバ等の機器について、ウイルス検知用データは常に最新のものに更新すること。

2 Webサーバの管理用又は更新用等にパソコン等の機器を利用する場合は、乙はこれら機器に対しても第1項で規定する措置を講じること。

(ソフトウェアの更新)

第3 乙は、本遵守事項の第2の対象となる機器で利用するソフトウェアに対しては、定期的に修正プログラムを適用し、できる限りソフトウェアを最新の状態にしておくこと。

(ファイアウォールの導入)

第4 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、ファイアウォールを設定し通過させるパケットや遮断するパケットに対するルールを設定しておくこと。

2 乙は、侵入防止システム (IPS) を導入すること。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(セキュリティ診断)

第5 乙は、外部の者によるセキュリティ診断を受けること。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(ログのチェック)

第6 乙は、この契約による委託期間中、定期的にログ (Web サーバー、OS、ルータ、DB 等) をチェックすること。

(コンテンツ内容の確認等)

第7 乙は、著作権を侵害するような写真やイラスト、ファイル等は使用しないこと。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、コンテンツの取込持出時の検疫方法と取扱手順を事前に定めておくこと。

(パスワードの管理)

第8 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、本遵守事項の第2の対象となる機器等には安全なパスワードを設定することとし、定期的に変更すること。また、不要なアカウントを登録しないこと。

(コンテンツ等の管理)

第9 乙は、Web サーバやデータベースサーバ等、コンテンツや情報等を格納するディレクトリやファイルに対しては適正なアクセス権限を設定すること。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、下記の対策を講じること

- ① SQL インジェクション、クロスサイト・スクリプティング等の脆弱性への対策を講じること。
- ② 不要なページやウェブサイトを公開しないこと。
- ③ 不要なエラーメッセージを返さないこと。
- ④ 不要なサービスやアプリケーションを起動させないこと。

(セキュリティポリシー)

第10 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、セキュリティポリシーを策定すること。ただし、既にセキュリティポリシーを定めている場合はこの限りではない。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、不正侵入やウイルス感染が発生した場合の対応方法を策定しておくこと。ただし、既にこれらの対応方法を定めている場合はこの限りでない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、本遵守事項に定める各事項の状況について、随時調査することができるものとする。

(契約解除及び損害賠償) ※契約書中に契約解除及び損害賠償に関する定めがない場合

第12 甲は、乙が本遵守事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 甲は委託者である和歌山県を、乙は受託者を指す。
- 2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。